

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで
申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、私はA社に平成2年12月1日から4年3月31日まで勤務し、退職日は同日なので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管しているA社の給与明細書及び退職金計算書により、申立人は同社に平成4年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成4年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年9月まで
ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。

しかし、私は、船員保険への加入とは別に、申立期間の国民年金保険料については、A市から送付されてきた国民年金のはがきを使って、私自身が近くの郵便局で納付していた記憶があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A市から送付されてきた国民年金のはがきを使って、私自身が近くの郵便局で納付していた記憶がある。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の直近の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和42年12月27日以降に払い出され、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）により、同年10月20日（平成20年4月22日に記録訂正により、昭和42年10月30日に変更される。）に初めて被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A市は、「昭和40年4月頃から47年3月までの国民年金保険料の納付方法は、当市から被保険者に納入通知書を送付し、指定金融機関等で保険料を納付できるようにしていた。」と回答していることから、申

立人が当時居住していた同市においては、申立期間のうち、36年4月から40年3月までは被保険者が保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことが確認でき、申立人の主張する保険料の納付方法と相違している。

さらに、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間を含む昭和36年4月から42年12月までの期間にA市に払い出された手帳記号番号を確認したが、現在の手帳記号番号以外に払い出された形跡は見当たらない上、申立人はA市から他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍の附票により確認できることから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から平成4年3月までの国民年金保険料については、免除していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から平成4年3月まで

申立期間について、年金事務所から国民年金保険料未納期間との回答をもらった。しかし、申立期間当時、A市役所の国民年金推進嘱託員が自宅を訪問してきたときに、事情を話したところ、国民年金保険料免除申請書に記入すれば免除になると言われてそのとおりにしたので、申立期間が申請免除期間になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年頃にA市の国民年金推進嘱託員が自宅に来たときに、申請免除の手続を行った。」と主張しているものの、A市は、「当市が国民年金推進嘱託員制度を導入したのは64年1月1日からである。申立人が名前を挙げた国民年金推進嘱託員の嘱託期間は平成9年5月1日から14年3月31日までである。」と回答しており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人が保管している国民年金保険料免除申請書の様式は、記載されているA市長名及び保険料半額免除の記載欄があることから、平成14年度以降に作成された申請書であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人が名前を挙げた国民年金推進嘱託員が自宅に来訪する以前にも別の推進嘱託員が来訪していたと主張しているものの、推進嘱託員を特定することはできない上、これらの推進嘱託員がいつ頃から来訪し、免除申請の手続を行ったか等についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付の免除申請手続をし

ていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付の免除申請手続きをしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 5 月末頃まで
② 平成 10 年 3 月 1 日から同年 10 月末頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社にパート又はアルバイトとして勤務していた事実があるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「申立期間当時、パートやアルバイトの者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が同じC業務に従事していた元同僚として名前を挙げた二人は、申立期間①において申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、うち一人は、「申立人は覚えていないが、私はA社にパートとして昭和 46 年 9 月頃に就職した。当時はパートを厚生年金保険に加入させていなかった。私自身も厚生年金保険に加入したのは 51 年 6 月 1 日であった。当時、C業務に従事している者は、主に女性だったが、その中に正社員はおらず、申立人についても、パート又はアルバイトとして入社したのであれば、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述し、他

の一人は、申立期間①の一部期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①に当該事業所で被保険者記録が確認できる元従業員のうち連絡先が特定できた6人に照会し、回答の得られた4人は、「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、当該期間のうち平成10年3月1日から同年6月16日までの期間において、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成22年3月3日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「当時の状況を知る者は、自分を含めて誰一人いない。」と述べており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が、申立期間②において、同じD業務に従事していた元同僚として名前を挙げた二人のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる一人は、「申立人を覚えていない。」とし、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が確認できない他の一人は、「申立人を知っているが、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②において、当該事業所で被保険者記録が確認できる元従業員のうち連絡先が確認できた52人に照会し、回答の得られた22人のうち21人は、「申立人を知らない。」とし、他の一人は、「申立人を知っているが、勤務期間は覚えていない。申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所の元同僚から提出された従業員名簿の一部には、申立人を含めて104人が掲載されているものの、49人については当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、そのうち10人を抽出して照会したところ、5人は、いずれも「B社にはパートとして勤務したが、パート労働者は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と回答している。

その上、申立期間②当時、当該事業所で人事及び労務を担当していた元従業員は、「当時は、高校及び専門学校の新規卒業者を正社員として採用し厚生年金保険に加入させていたが、パートやアルバイトについては、厚生

年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、申立人の夫が加入していたE健康保険組合の回答によると、申立人は、申立期間②当時、夫の被扶養者となっていることが確認できる上、オンライン記録により、申立人は、当該期間は、国民年金第3号被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。